国 不 建 第 55 号
国 不 建 振 第 99 号
令 和 8 年 8 月 7 日

建設業団体の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
（公　印　省　略）

令和８年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

標記について、令和８年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の委託事業者、中小受託事業者に広がる可能性があり、過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、中小受託事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところ、かかる状況下においても、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、地震により影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について、各業界団体に向けて国土交通大臣、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長と連名での通知（以下「通知」という。）が発出されたところである。

この通知において、中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）。以下「取適法」という。）に関する内容が一部含まれているところ、建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることは、取適法で定める役務提供委託から除外されているものの、中小企業・小規模事業者が事業を継続できる環境を整備するという通知の趣旨に鑑み、全ての関係団体に対して周知を行っているものであるため、貴団体におかれては、通知の内容を適切にご参照いただきたい。なお、建設工事の請負契約に当たっては、建設業法に基づき、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約の締結の禁止に係る各種規定について遵守いただきたい。また、建設業法により、主要な資材の供給の遅延や価格の高騰といった工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について「おそれ情報」の形で請負契約を締結するまでに注文者へ通知することで、請負契約の変更協議を円滑化する規定を設けているところである。例えば、地震による被害で道路に通行止めが生じている等の理由により、主要な資

受付
26.08.18
一般社団法人
日本電設工業協会

材の供給が遅延するおそれがある場合には、こうした規定も活用いただくなどにより、変更協議を進めていただきたい。

なお、災害復旧工事等においては、着工前に追加工事等の全体数量等の内容が確定できない場合が生じることが想定される。追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、①追加工事等として施工が必要となる工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に発注者と取り交わし、追加工事等の内容が確定した時点で契約変更等の手続を行っていただきたい。

別添

国 不 建 第 55 号
国 不 建 振 第 99 号
令 和 8 年 8 月 7 日

主要民間団体の長　　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
（公　印　省　略）

令和８年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について

標記について、令和８年熊本地震の発生に伴う取引上の影響は、被災地域と取引のある全国の委託事業者、中小受託事業者に広がる可能性があり、過去の大規模災害発生時においても、中小受託事業者からは、中小受託事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなった等の相談が寄せられたところ、かかる状況下においても、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、地震により影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について、各業界団体に向けて国土交通大臣、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長と連名での通知（以下「通知」という。）が発出されたところである。

この通知において、中小受託取引適正化法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）。以下「取適法」という。）に関する内容が一部含まれているところ、建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることは、取適法で定める役務提供委託から除外されているものの、中小企業・小規模事業者が事業を継続できる環境を整備するという通知の趣旨に鑑み、全ての関係団体に対して周知を行っているものであるため、貴団体におかれては、通知の内容を適切にご参照いただきたい。なお、建設工事の請負契約に当たっては、建設業法に基づき、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、通常必要と認められる原価に満たない額による請負契約の締結の禁止に係る各種規定について遵守いただきたい。また、建設業法により、主要な資材の供給の遅延や価格の高騰といった工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象について「おそれ情報」の形で請負契約を締結するまでに注文者へ通知することで、請負契約の変更協議を円滑化する規定を設けているところである。注文者についても、通知に係る事象が生じ、建設業者から工期や請負代金の額につ

いての変更協議の申出があった際に誠実に協議に応ずるよう努めなければならないとされたところであり、本規定に基づき対応いただくなど、円滑な価格転嫁についてご協力いただきたい。

なお、災害復旧工事等においては、着工前に追加工事等の全体数量等の内容が確定できない場合が生じることが想定される。追加工事等の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、発注者は、①受注者に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更等の対象となること及び契約変更を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着工前に受注者と取り交わし、追加工事等の内容が確定した時点で契約変更等の手続を行っていただきたい。